

第2回野川地区住居表示検討委員会

日 時：平成28年5月30日（月） 午後6時00分から

場 所：野川会館

挨 拶 鈴木 戸籍住民サービス課長
手塚委員長

議 題

- (1) 検討委員会規約の改正について【資料1-1, 1-2】
- (2) 第1回検討委員会（平成27年12月15日開催）の確認事項
【資料2】
- (3) 新町界・新町名（案）について
【資料3-1, 3-2, 3-3, 3-4】
- (4) 市民からの意見について
- (5) その他
 - ・次回検討委員会の開催について日時：平成28年8月上旬予定
会場：野川会館
議題：新町界・新町名案（地区界）の検討について

〈事務局〉

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当 吉田、辻村、荒木、平田

電話 200-2736

第2回野川地区住居表示検討委員会名簿

平成28年5月現在

	役職	氏名	所属
1	委員長	手塚 文雄	野川町内会
2	副委員長	山本 友彦	野川台自治会
3	副委員長	庄司 幹夫	県営野川南台団地自治会
4	副委員長	山川 美恵子	野川西団地自治会
5	副委員長	柴田 眞	野川東住宅自治会
6	副委員長	西銘 豊子	野川中耕地自治会
7	委員	亀ヶ谷 修	野川町内会
8	委員	松井 一夫	
9	委員	森 正一	
10	委員	白井 潔	
11	委員	白井 昭雄	
12	委員	手塚 和之	
13	委員	青木 保男	
14	委員	中里 達男	
15	委員	白井 裕一	
16	委員	小野瀬 朋子	
17	委員	大浪 よし子	
18	委員	白井 竹男	
19	委員	和田 直子	
20	委員	日高 敏雄	
21	委員	鈴木 邦男	
22	委員	辻本 勤	
23	委員	櫻井 旦久	県営野川南台団地自治会
24	委員	井上 凖子	
25	委員	川辺 峰夫	
26	委員	仲西 久子	
27	委員	川田 茂	野川西団地自治会
28	委員	三上 正勝	
29	委員	亀谷 芳子	
30	委員	阿部 日出子	
31	委員	青木 進	野川東住宅自治会
32	委員	早川 敏行	
33	委員	八巻 吉子	
34	委員	戸叶 穂子	
35	委員	高橋 咲子	野川中耕地自治会
36	委員	西澤 三典	
37	委員	田中 正博	
38	委員	平山 順子	
39	委員	杉本 豪	

順不同・敬称略

(現行)

野川地区住居表示検討委員会規約

(目的及び設置)

第1条 野川地区において地域住民等の意見を反映した住居表示事業を実施するため、野川地区住居表示検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 住居表示実施に伴い新たに設定される町の区域及び町の名称に関すること
- (2) 住居表示実施に伴う従来の町の区域の変更に関すること
- (3) その他住居表示実施を検討するにあたり必要な事項

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長5人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(組織)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 実施予定地区の住民組織等の代表者
 - (2) 関係地区の住民組織等の代表者
 - (3) その他委員会が必要と認める者
- 2 委員は50人以内とする。
 - 3 委員の任期は、野川地区の住居表示実施を検討するにあたり必要な期間とする。
 - 4 任期途中の委員の退任、変更は委員会の承認を必要とする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席することによって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、新町界・新町名の案に関する議事については、出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 4 委員会の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民・子ども局区政推進部戸籍住民サービス課が行う。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成27年12月15日から施行する。

(改正案)

野川地区住居表示検討委員会規約

(目的及び設置)

第1条 野川地区において地域住民等の意見を反映した住居表示事業を実施するため、野川地区住居表示検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 住居表示実施に伴い新たに設定される町の区域及び町の名称に関すること
- (2) 住居表示実施に伴う従来の町の区域の変更に関すること
- (3) その他住居表示実施を検討するにあたり必要な事項

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長5人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(組織)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 実施予定地区の住民組織等の代表者
 - (2) 関係地区の住民組織等の代表者
 - (3) その他委員会が必要と認める者
- 2 委員は50人以内とする。
 - 3 委員の任期は、野川地区の住居表示実施を検討するにあたり必要な期間とする。
 - 4 任期途中の委員の退任、変更は委員会の承認を必要とする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席することによって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、新町界・新町名の案に関する議事については、出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 4 委員会の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課が行う。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成27年12月15日から施行する。

付 則

この改正規約は、平成28年5月30日から施行する。

野川地区住居表示検討委員会規約新旧対照表

改正案
(略)
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課が行う。
(委任) 第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
付 則 この規約は、平成27年12月15日から施行する。
<u>付 則</u> <u>この改正規約は、平成28年5月30日から施行する。</u>
現行
(略)
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課が行う。
(委任) 第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
付 則 この規約は、平成27年12月15日から施行する。

第1回野川地区住居表示検討委員会摘録

日 時：平成27年12月15日（火） 17：00～

場 所：野川会館

出席者：野川地区住居表示検討委員

戸籍住民サービス課 熊谷係長、辻村、荒木、平田

【議題（1）】 住居表示検討委員会設立準備会（6月10日）の確認事項

○事務局より配布資料に基づき説明し、川崎市ホームページ「高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会の摘録」のページに掲載させる案を提案し、了承された。

○事務局より資料1-1及び資料2-2の表について、摘録としてホームページに掲載する際は、訂正後の部数のみ載せることを事務局より説明し、了承された。

【議題（2）】 住居表示に関する基準等について

○事務局より配布資料に基づき住居表示に関する基準等について説明し、確認された。

【議題（3）】 検討委員会の名称について

○検討委員会の名称を「野川地区住居表示検討委員会」とすることで了承された。

【議題（4）】 検討委員会の役員選任について

○委員長は手塚氏、副委員長は各町内会・自治会の代表者である鈴木氏、庄司氏、山川氏、柴田氏、西銘氏とすることで了承された。

【議題（5）】 検討委員会規約について

○事務局より配布資料に基づき、検討委員会の規約について確認を行い、平成27年12月15日より施行することで了承された。

【議題（6）】 検討委員会設立のお知らせ（案）について

○お知らせ配布部数、届出先、届出日については以下のとおりとした。

町内会・自治会	部数		届け先	届出日
	配布用お知らせ	掲示用お知らせ		
野川町内会	13,000	34	野川会館	1月中旬
野川台自治会	1,400	25	鈴木会長自宅	1月中旬
県営野川南台団地自治会	740	8	集会所	1月中旬
野川西団地自治会	400	11	集会所	1月中旬
野川東住宅自治会	350	5	柴田会長自宅	1月中旬
野川中耕地自治会	500	2	西銘会長自宅	1月中旬

○事務局より、配布資料を基に配布用のお知らせ（案）及び掲示用のお知らせ（案）について説明し、内容につき了承を得た。

○事務局より、お知らせ全戸配布を依頼し、了承を得た。

【議題（7）】 今後の進め方について

○事務局から、今後は検討委員会をおよそ3か月に1回の頻度で開催する予定であることを説明し、了承された。

○委員より、「町名の案は住民から募集したほうがよいのではないか。」との意見があり、事務局から、「町内会、自治会に3月頃に伺い、町名の案を聞き込みした上でたたき台を作成する。」と回答した。

【議題（8）】 その他

○事務局より、住民から住居表示について意見が2件あったことを報告した。1件は住居表示の手続きにかかる費用が負担であるため反対とのこと。もう1件は住居表示実施に反対だという意見で、反対の意見があることを検討委員会で報告して欲しいとのこと。

○検討委員より住民から住居表示について意見が2件あったことが報告された。1件は新旧の名称を表示する方法を考えて欲しいとのこと。もう1件は野川に歴史があるので、今の町名を生かす形で町名を考えて欲しいとのこと。

○次回の検討委員会については、平成28年5月頃に野川会館での開催を予定する。日時については、手塚委員長と調整し、決定次第、各委員に通知することで了承された。

新町界・新町名案（地区界・地区名）を検討するにあたっての基準等

1 町名の定め方

従来の名称を基本とし、新たに町名をつける場合は歴史・伝統・文化の上で由緒ある名称を選択し採用する。

2 町の境界

- ・町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路など恒久的な施設などとする。
- ・実施区域の状況等によっては、公共溝渠、コンクリート塀などであっても、それが恒久的な施設として認められるものについては、町の境界としてもさしつかえない。

3 町の境界線

- ・道路のうち、おおむね東西に通ずるものは、原則として南側の側線とする。
- ・道路のうち、おおむね南北に通ずるものは、原則として東側の側線とする。

4 町の形状

境界が複雑に入りくんだり飛び地が生じないように、できるだけ簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。

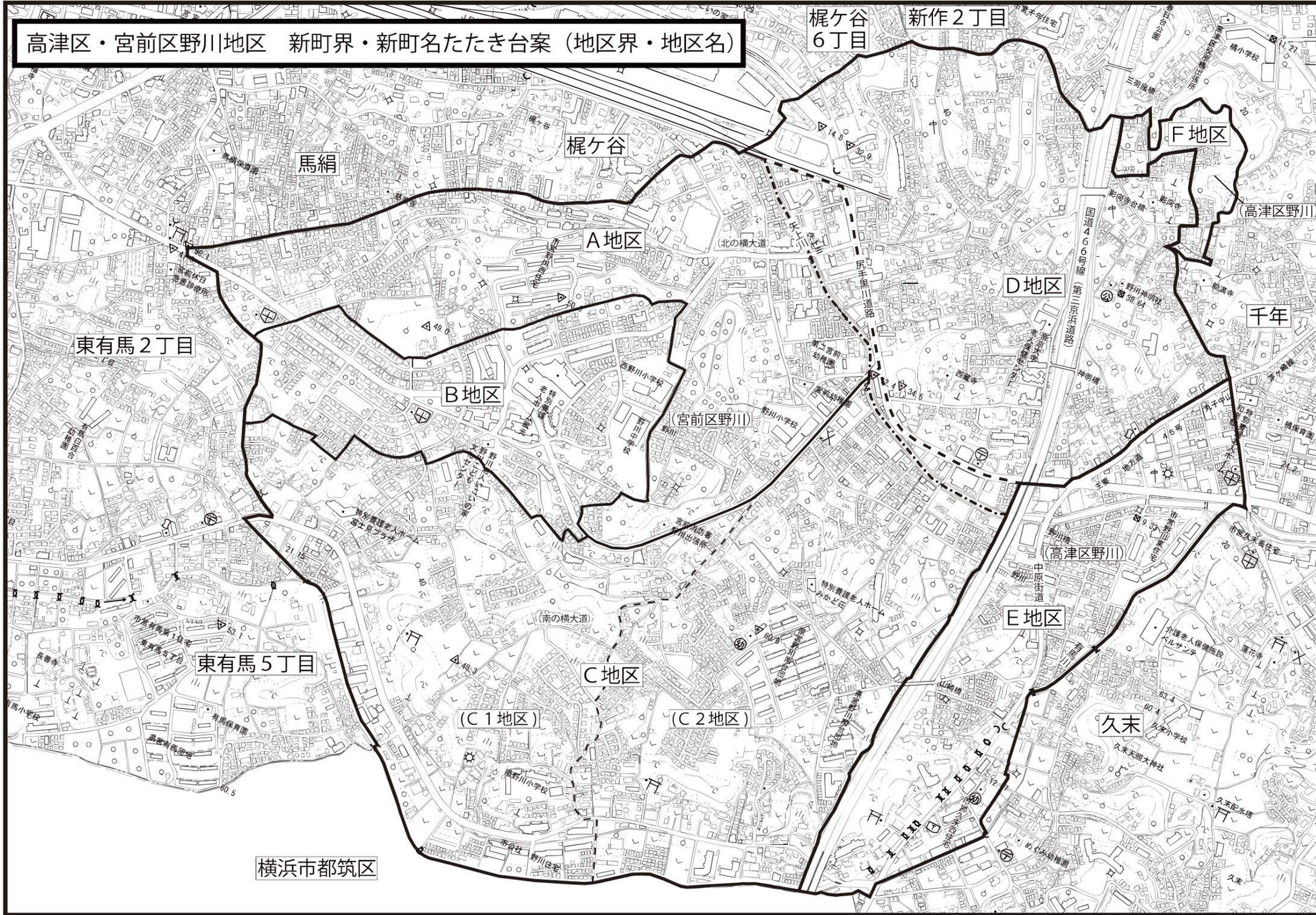
5 丁目の数

町名に丁目をつける場合はおおむね、5丁目程度とする。
(川崎市における丁目数の実施例として、有馬1～9丁目)

6 住居表示と町内会・自治会組織の関係

町内会・自治会は、地区の住民が地域生活を営むために作られた、住民組織でありますので、住居表示実施に伴う新町界・新町名は、町内会・自治会組織の区域・名称とは別であり、町名・町界が変更されても町内会・自治会組織にまで影響を及ぼすものではありません。

高津区・宮前区野川地区 新町界・新町名たたき台案 (地区界・地区名)



地区名について

- 【A地区】「西野川」など
- 【B地区】「野川台」など
- 【C地区】「南野川」など
- 【D地区】「東野川」など
- 【E地区】「野川中町」など
- 【F地区】「北野川」など

丁目数(想定数)について

- 【A地区】2～3丁目
- 【B地区】1～2丁目
- 【C地区】4～6丁目
(C1地区 2～3丁目)
(C2地区 2～3丁目)
- 【D地区】3～4丁目
- 【E地区】1～2丁目
- 【F地区】丁目無し

地区界について

【A・C・D地区】

- 案1：矢上川と幹線道路（野川台へ通ずる）で区分
- 案2：幹線道路（尻手黒川道路）と幹線道路（野川台へ通ずる）で区分
- 案3：各地区の規模のバランスを考慮し、案1と同様に矢上川と幹線道路（野川台へ通ずる）で区分し、さらにC地区を南北へ通ずる旧道で2つに区分(C1地区・C2地区)

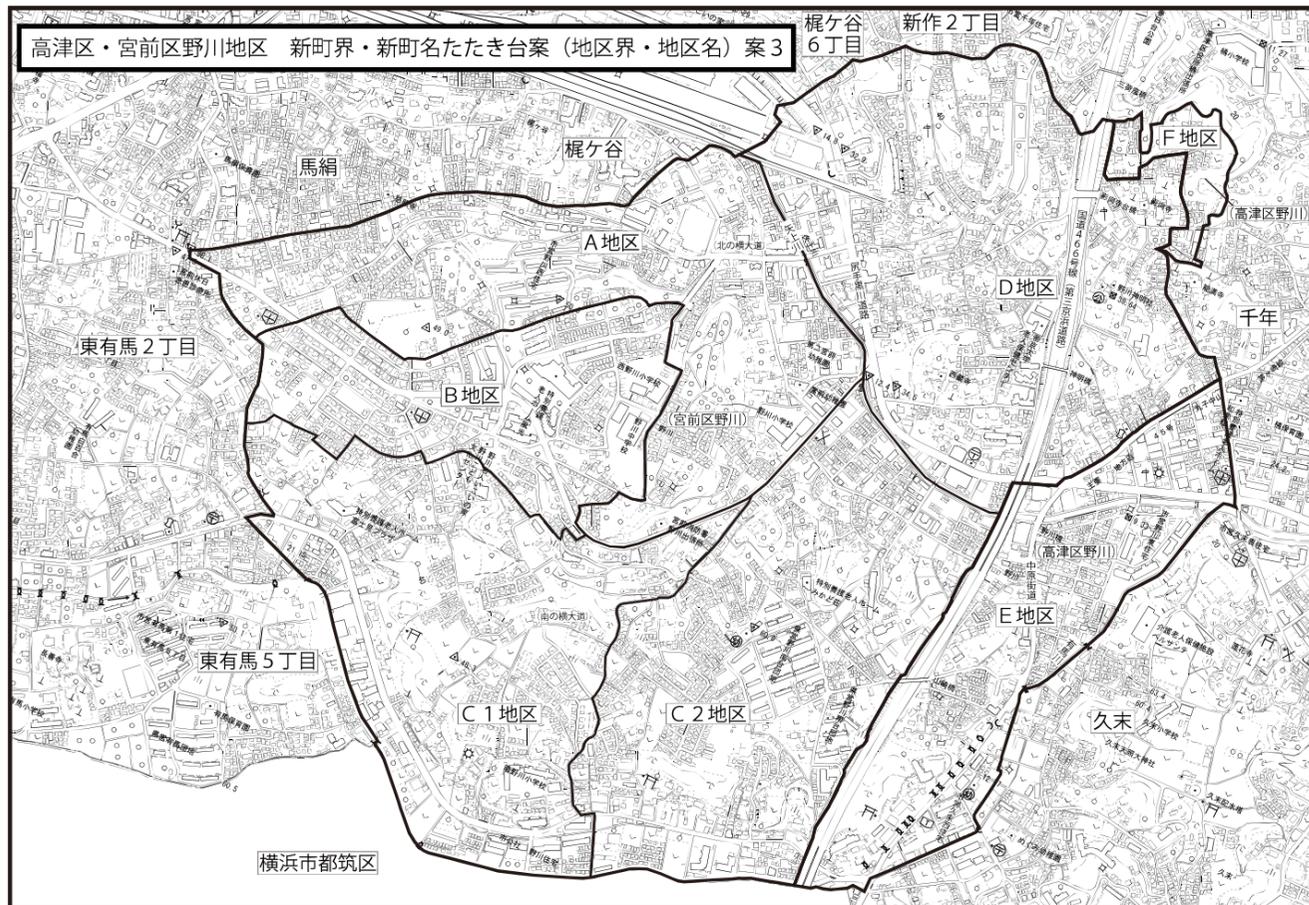
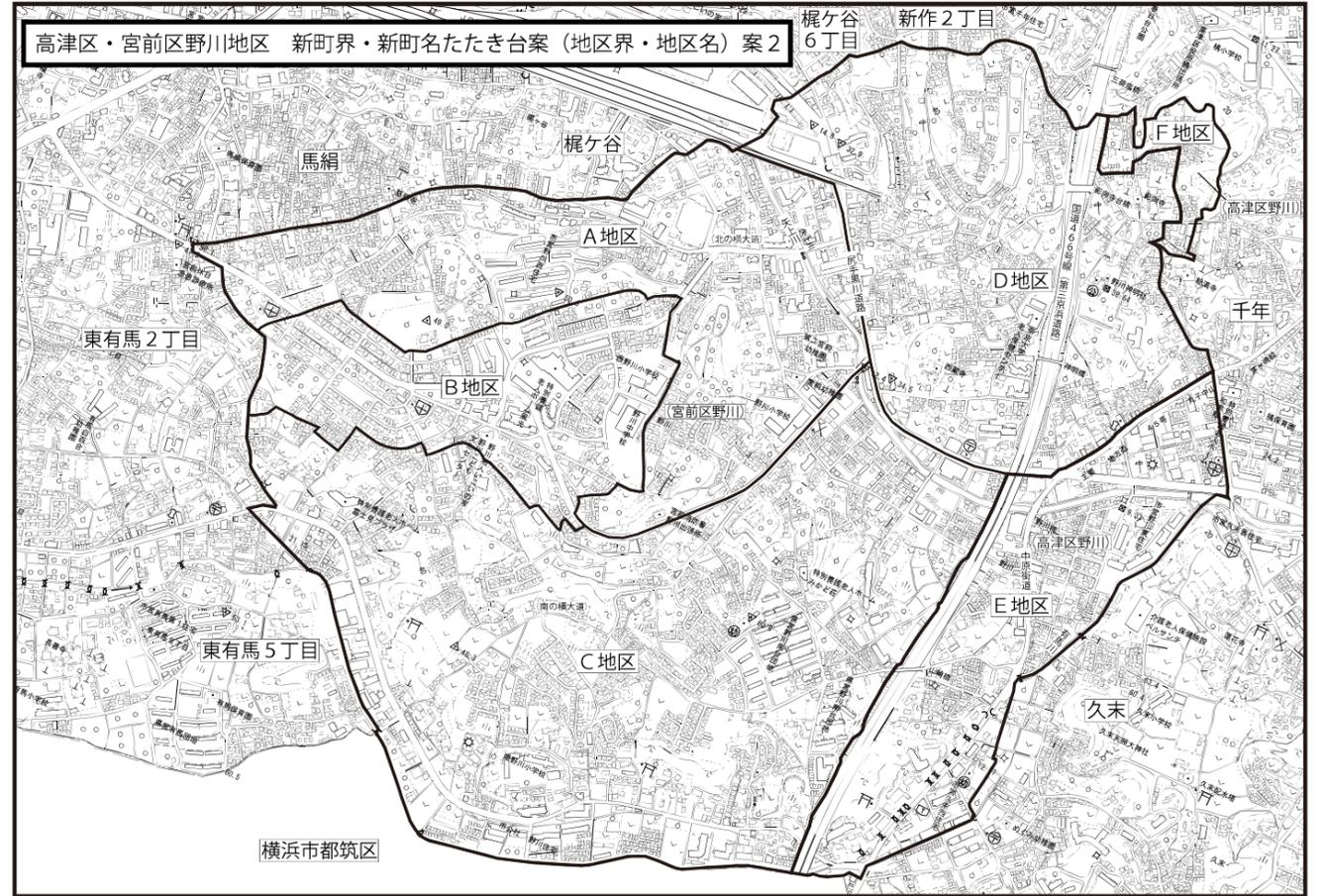
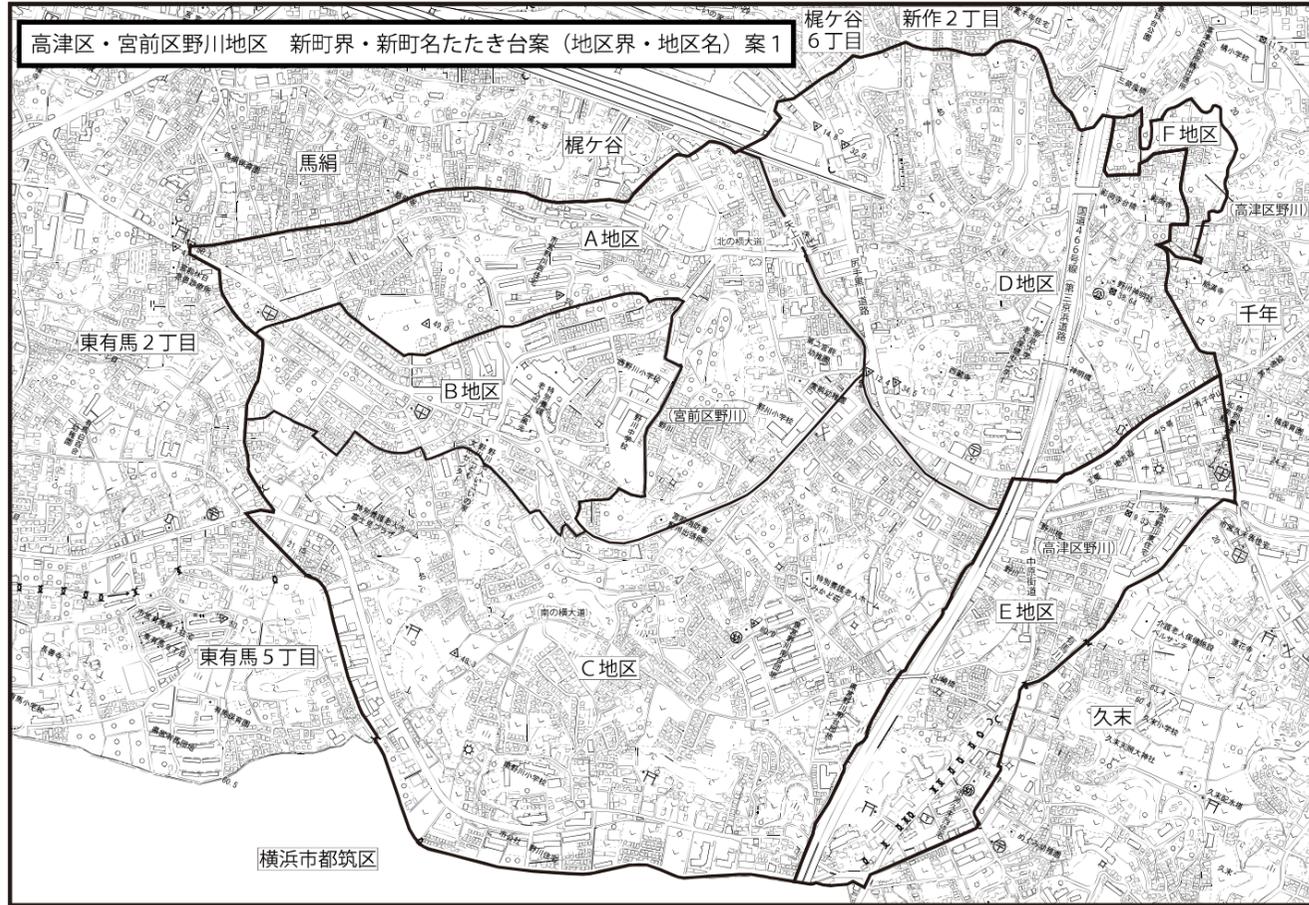
【B地区】

「野川台」の区域として、地形及び実施基準を考慮し、概ね該当する区域を道路で区分

【E・F地区】

実施基準の観点から区域の規模(丁目数)を考慮すると、区域を更に細分化する必要が無いいため、それぞれ現況通りの区域とする

横浜市都筑区



新町界・新町名（案）検討スケジュール（予定）について

年 月	内 容
平成28年5月30日	第2回検討委員会 事務局より、新町界・新町名たたき台案（地区界・地区名）として、3つの案を提示
平成28年6月～8月	各町内会・自治会 ・各町内会・自治会において新町界・新町名案（地区界）について検討及び意見集約 ・第3回検討委員会開催の前に、検討結果等を事前に事務局へ報告
平成28年8月上旬	第3回検討委員会（地区界の決定） 事務局より、各町内会・自治会の検討結果等を踏まえ、新町界・新町名案（地区界）を提示し、 <u>地区界を決定</u>
平成28年8月～10月	各町内会・自治会 ・各町内会・自治会において新町界・新町名案（地区名）について検討及び意見集約 ・第4回検討委員会開催の前に、検討結果等を事前に事務局へ報告
平成28年10月上旬	第4回検討委員会（地区名の決定） 事務局より、各町内会・自治会の検討結果等を踏まえ、新町界・新町名案（地区名）を提示し、 <u>地区名を決定</u>
平成28年10月～ 平成29年1月	☆「新町界・新町名案（地区界・地区名）についてのお知らせ」の配布 地元住民への周知のため全世帯・事業所等へ配布し、意見等を確認
平成29年1月上旬	第5回検討委員会 事務局より、新町名・新町界案（丁目の境界・配列）の提示
平成29年1月～3月	各町内会・自治会 ・各町内会・自治会において新町界・新町名案について検討及び意見集約 ・第6回検討委員会開催の前に、検討結果等を事前に事務局へ報告
平成29年3月上旬	第6回検討委員会（新町界・新町名案の決定） 事務局より、各町内会・自治会の検討結果等を踏まえ、新町界・新町名案を提示し、 <u>新町界・新町名案を決定</u>
平成29年3月～11月	☆「新町界・新町名案についてのお知らせ」の配布 地元住民への周知のため全世帯・事業所等へ配布し、意見等を確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">検討委員会</p> <p style="text-align: center;">新町界・新町名案について、地元住民からの意見等を協議及び調整</p> <p style="text-align: center;">☆「新町界・新町名案についてのお知らせ」の配布</p> <p style="text-align: center;">調整後の新町界・新町名案を周知</p> </div> 検討委員会（新町界・新町名案の承認） ・新町界・新町名（案）の承認 ・各検討委員から確認書及び検討委員長から市民文化局長への報告書を作成 ○市民文化局長へ新町界・新町名（案）の報告及び受理

※検討状況により、関係町内会・自治会で新町界・新町名案について、調整会議を開催することもあります。